

令和7・8・9年度測量・建設コンサルタント等、物品製造・役務の提供等入札参加資格審査申請 Q&A 魚沼市版

番号	分類	質問例	回答
1	システム利用料	登録するのは市内業者、代行登録する自分（行政書士）は市外業者だがシステム利用料はかかるか。	利用者登録する法人（個人）の住所から判断して自動で支払画面に切り替わります。代行入力する行政書士の住所は市外でも、申請する本社が魚沼市であれば、システム利用料は発生しません。
2	システム利用料	領収書は発行されるか。	システム利用料をお支払い後、BID-ENTRYサイトからインボイス対応の領収書の発行が可能です。領収書にはインボイス番号及び消費税対象額などの必要事項が記載されています。領収書は、BID-ENTRYサイトにログイン後、「登録内容の確認・変更」→「お支払い状況の確認」から発行できます。※支払い手続きが完了した画面から操作を続ける方法のほか、一旦ログアウトした時などの場合は、[支払一覧]画面から操作を始める方法があります。
3	指定様式	特定関係調書、暴力団等の排除に関する誓約書、委任状の指定様式は押印は必要か。	押印省略可能です。押印した場合でも不備にはなりません。
4	指定様式	特定関係調書は、特定関係のある会社が魚沼市に登録がなければ提出不要か。（測量・建設コンサルタント等）	1.県内に営業所を有する建設工事を営む者との特定関係 2.他の「魚沼市建設工事入札参加資格者」及び「魚沼市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者」との間における特定関係 1または2がある場合は提出をお願いします。 特定関係のある会社が魚沼市に登録がなければ提出不要です。 【魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準】 <a href="https://www.city.uonuma.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001088.html">https://www.city.uonuma.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001088.html</a>
5	指定様式	特定関係調書は、特定関係のある会社が魚沼市に登録がなければ提出不要か。（物品製造・役務の提供等）	他の魚沼市物品製造・役務の提供等入札参加資格者との間における特定関係がある場合は、提出をお願いします。特定関係のある会社が魚沼市に登録がなければ提出不要です。 【魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準】 <a href="https://www.city.uonuma.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001088.html">https://www.city.uonuma.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001088.html</a>
6	申請書	委任をする場合、申請書はどのように作成すればよいか。	「A.本社（本店）情報」に本社情報、「B.契約する営業所情報」に委任をする支店等の情報を入力します。申請書を作成する作業はどなたが行っても問題ありません。
7	申請書	適格組合証とは。	※ <u>適格組合証</u> について 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankokuju.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankokuju.htm</a> 該当しない場合は空欄のままで提出してください。

番号	分類	質問例	回答
8	申請書	紙での提出は受付可能か。	紙での提出は受付できません。すべての方が電子申請になります。
9	申請書	希望する営業品目について、どこに○を付けたらよいか。	受注可能な該当する営業品目すべてに○をつけていただいて構いません。
10	申請書	希望する営業品目について、該当する営業品目がない場合はどうしたらよいか。	物品の製造、販売、買受け、役務の提供等それぞれに「その他」欄を設けてあります。該当するものがない場合は「その他」に○をつけると「具体的な内容」欄がピンク色になります。 <b>最大50文字までで具体的な内容を入力してください。</b>
11	申請書	電子契約情報は入力必須か。	電子契約を希望する場合は必ず入力してください。 落札された場合は、別途案件ごとに電子契約利用申出書の提出が必要になります。
12	その他	申請開始（1/10）までに何をすればよいか。	1.利用者登録をする。 2.申請書（Excel）をダウンロードし、入力を進める。※ファイル名の変更可 3.必要な提出書類を準備する（PDF化）。※ファイル名の変更可 【申請の流れ】 <a href="https://bid-entry.com/flow.html">https://bid-entry.com/flow.html</a>
13	その他	今までは「保守管理」と「物品」の2業種に登録があった。今回からどうすればよいか。	今までの「保守管理」と「物品」が、今回から「物品製造・役務の提供等」という業種名に変わり、一回の申請で受付可能になりました。また、市外業者のシステム利用料も1申請とみなされ、1,540円となります。
14	利用者登録	委任をする場合、利用者登録は本社と支店どちらで登録すればよいか。	利用者登録は本社情報に支店等の情報を複数追加可能です。
15	申請書	構造設計一級建築士は、一級建築士の中に入るのか、分けるのか。	魚沼市の場合、構造設計一級建築士までである場合は構造設計一級建築士に人数を計上し、一級建築士だけの方のみ一級建築士に人数を計上してください。